

2025年度業務実績報告書

提出日 2025年 12月 22日

1. 職名・氏名 共通教育センター 准教授 根田恵多

2. 学位 学位 修士（学術）、専門分野 憲法学、授与機関 早稲田大学、授与年 2013年

3. 教育活動

(1)講義・演習・実験・実習
①担当科目名（単位数） 主たる配当年次等 国際社会と法（2単位）1年
②内容・ねらい 国際社会の諸問題（領土、ジェンダー、人種差別、環境、戦争、AI など）について、「法的思考」を用いて考えた。受講生が国際社会の一員として、様々な問題について主体的に考え、自分の意見を論理的・説得的に展開できるようになることを目標とした。
③講義・演習・実験・実習運営上の工夫 最近のニュースを導入としたり、映像資料を用いたり、映画や音楽などのサブカルチャーを取り上げることによって、受講生が「国際社会」を身近なものと感じることができるよう工夫した。また、ワークシートを配布することで、受講生が授業内容についてのメモを取り、教員が設定した問いに対する自分の見解を記すことを促した。
①担当科目名（単位数） 主たる配当年次等 日本国憲法（2単位）1年
②内容・ねらい 「実際に社会で生じている憲法問題について、自ら考え、自らの言葉で説明できるようになること」を目標に、日本国憲法の主要な論点についての講義を行った。
③講義・演習・実験・実習運営上の工夫 教職科目であることも踏まえ、学校や教育現場における憲法問題を重点的に取り上げた。自らの言葉で論じる力を身につけることができるように、毎時間、憲法にまつわる実際の事件や架空の事例についての問いを学生に投げかけた。その問いについて「自分はどう考えるか」をワークシートに記入してもらい、受講生同士で自分の意見をシェアする（Think Pair Share）ことで、アクティブラーニングの実践を図った。
①担当科目名（単位数） 主たる配当年次等 法学（2単位）1年
②内容・ねらい 憲法・民法・刑法などの法についての基本的な内容を講義した後に、日本社会における様々な社会的事象・トピック（暴力、ジェンダー、薬物、スポーツ、リスク社会等）を取り上げて法的な観点から考察した。学期の終盤には、県立大学の各学部の学習内容と法を関連付ける講義を行った。
③講義・演習・実験・実習運営上の工夫 Think Pair Share と呼ばれるアクティブラーニングの技法を取り入れ、受講生同士で法的問題について話し合う時間を多く確保した。受講生の中から出た意見をクラス全体に共有し、さらに教員が解説を加えることで、受講生が深く考察できるように工夫した。

①担当科目名（単位数） 主たる配当年次等 導入ゼミナール（2 単位） 1 年生
②内容・ねらい 大学生活で必要となる基本的なスキルの習得をねらいとし、アカデミックライティング等 についてゼミ形式で実践的に学んだ。一文一義、接続表現、論点整理、全体構成、参考文献といったアカデミックライティングの基礎について解説し、練習問題に取り組むことを通して、受講生が学んだ知識を使いこなせるようになることを目指した。その他、グループディスカッション、プレゼンテーション、情報収集の方法等についても学んだ。
③講義・演習・実験・実習運営上の工夫 定期的に課題作文（例：「安全な社会と」は何か、福井県立大学のグローバル化を推進するためには何が必要か等）を出し、受講生に各回で学んだことを実践してもらった。全員の課題作文を添削し、その中から 2～3 本を「模範文章」として選び、次の授業の冒頭で紹介した。
①担当科目名（単位数） 主たる配当年次等 教養ゼミナール（法的に考える）（2 単位） 1 年生
②内容・ねらい 法的思考の基本を身につけ、現実社会の問題について法的思考を用いて分析することを目標に、ゼミを行った。授業の前半では、憲法・刑法・民法等についての初学者向けの書籍を輪読し、討論した。その後、判例を素材としたグループディスカッションを行い、学期の後半では 3～4 人の班ごとに、割り当てられた判例についての報告を行ってもらった。
③講義・演習・実験・実習運営上の工夫 ゼミでの発表やレジュメの作成に慣れていない 1 年生が対象の授業であるため、それらの基本的スキルを身につけられるように、初歩的な内容から丁寧に指導した。「法」を身近に感じることができるよう、福井地方裁判所での裁判傍聴・裁判見学も行った。 【フィールドワーク等 1 件】
(2)その他の教育活動
内容

4. 研究業績

(1)研究業績の公表	
①著書 ・ 根田恵多ほか編著『合理的配慮と憲法―日韓欧米各国における差別の緩和・解消の試み』 共編著（はしがき、第2章）、ナカニシヤ出版、2025年	【1本】
②学術論文（査読あり）	【0本】
③その他論文（査読なし）	【0本】
④学会発表等 1. The Dissolution Orders for “Cults” in Japan and Religious Freedom, 単独報告, Eighth Annual Conference European Academy of Religion - Religion and Socio-Cultural Transformation: European Perspectives and Beyond, 2025年7月10日 2. 宗教法人法に基づく解散命令と信教の自由, 単独報告, 第12回アメリカ憲法の理論と実践 に関する研究会, 2025年8月3日	【2件】
⑤その他の公表実績 1. 「解散命令」の意義と限界：キリスト教会はどのように受け止めるべきか, クリスチャン新 聞 (2751), 2025年4月	【1本】
(2)科研費等の競争的資金獲得実績	
(3)特許等取得	
(4)学会活動等	

5. 地域・社会貢献活動

・取材：下野新聞「憲法考 とちぎの今（上） 宗教2世、親が侵害も」2025年5月1日,1面

6. 大学運営への参画

(1)補職

(2)委員会・チーム活動

- ・ハラスメント等人権問題に関する委員会（法律専門委員）（2020年9月～現在）
- ・人権擁護・倫理委員会人文・社会科学系研究部会（2025年4月～現在）
- ・学生支援委員会（2023年4月～現在）

(3)学内行事への参加

(4)その他、自発的活動など